

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税11)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	(国税)(所得税:外、印紙税:外、登録免許税:外) (地方税)(個人住民税:外、固定資産税:外、事業所税:外、都市計画税:外)
3	要望区分等の別		【 <u>新設</u> ・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 令和2年12月に公布された労働者協同組合法(令和2年法律第78号)が公布後2年以内に施行されることに伴い、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る税制上の所要の措置を講じる。
			《関係条項》 —
5	担当部局		雇用環境・均等局勤労者生活課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:令和4～7年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 労働者協同組合法(令和2年法律第78号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 労働者協同組合法及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
10	有効性等	① 適用数	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		② 適用額	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		③ 減収額	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 労働者協同組合法及び労働者協同組合連合会の設立の支援 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 労働者協同組合法及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、多様な就労の機会を創出することと共に、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働者協同組合法及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現が促進される。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	労働者協同組合法及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	